（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

スルファメトキシピリダジンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり80mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
（略）	（略）	（略）	（略）
ノボビオシンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものの、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画官、企画調整官、人事調整官及び人事調査官）	（企画官、企画調整官、人事調整官及び人事調査官）
第五条　人事課に、企画官二人及び企画調整官二人並びに人事調整官及び人事調査官それぞれ一人を置く。	**第五条**　人事課に、企画官三人及び企画調整官二人並びに人事調整官及び人事調査官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
（公共工事契約指導室及び地方企画調整官）	（公共工事契約指導室並びに地方企画調整官及び公正入札監視官）
第九条　地方課に、公共工事契約指導室及び地方企画調整官一人を置く。	**第九条**　地方課に、公共工事契約指導室並びに地方企画調整官及び公正入札監視官それぞれ一人を置く。
2　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　公共工事契約指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。	二　公共事業の入札及び契約の改善に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること（公正入札監視官の所掌に属するものを除く。）。
3・4　（略）	3・4　（略）
（削る）	5　公正入札監視官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　公正な競争を促進するための地方整備局等の行う工事等に係る入札及び契約に関する特定事項についての事務の運営の指導及び改善に関すること（港湾空港関係事務に関することを除く。）。
	二　公正な競争を促進するための公共事業の入札及び契約の改善に関する特定事項についての関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。